

一 般 競 争 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年5月25日

日本赤十字社大津赤十字病院
病 院 長 石 川 浩 三

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 歯科診察用ユニット
 - (2) 調達内容及び数量 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納品及び設置場所 大津赤十字病院 歯科外来
 - (4) 納 品 期 限 令和2年8月末日
- ※詳細は入札説明書のとおり

2. 競争入札参加資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 大津赤十字病院の競争入札参加資格者の資格認定を受けていること。
- (3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は滋賀県内で行われた不正行為等に基づき、滋賀県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、滋賀県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 担当課
 - 所在地：〒520-8511 滋賀県大津市長等1-1-35
 - 施設名：大津赤十字病院
 - 担当者：用度課 課長 中嶋英幸
 - T E L：077-522-4131 (代)
 - F A X：077-522-4152

(2) 入札説明書の配付期間及び場所

期 間：令和2年5月25日（月）～ 令和2年6月4日（木）
土曜、日曜及び祝日を除く 午前8時30分～午後5時

場 所：上記3（1）に同じ。

(3) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

日 時：令和2年6月8日（月） 午前10時30分から

場 所：〒520-8511 滋賀県大津市長等1-1-35
大津赤十字病院 8階 E 会議室

提出方法：入札書は上記日時、場所にて持参により提出すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。

4. その他

(1) 入札保証金及び契約履行保証【※免除とする場合の記載例】

ア 入札保証金 免除とする。

イ 契約履行保証 免除とする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の入札、一般競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ。

(7) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記3（3）の期間に一般競争入札参加資格審査申請書を提出することができる。

(8) 本件競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(9) 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

日本赤十字社大津赤十字病院における 歯科診察用ユニット に係る入札公告に基づく一般競争入札については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 令和2年5月25日

2. 契 約 者 (所在地) 滋賀県大津市長等 1-1-35
(支部名又は施設名) 日本赤十字社大津赤十字病院
(契約行為者名) 院長 石川浩三

3. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 歯科診察用ユニット
- (2) 調達内容及び数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 納品及び設置場所 大津赤十字病院 歯科外来
- (4) 納 品 期 限 令和2年8月末日

4. 競争入札参加資格

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 大津赤十字病院の競争入札参加資格者の資格認定を受けていること。
- (3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は滋賀県内で行われた不正行為等に基づき、滋賀県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、滋賀県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 担当部局

所在地：〒520-8511 滋賀県大津市長等1-1-35

施設名：大津赤十字病院

担当者：用度課 課長 中嶋英幸

T E L： 077-522-4131（代）

F A X： 077-522-4152

6. 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書、仕様書に対する質問がある場合は、次に従い質問書（様式不問）により書面及び電子データ（エクセル形式）で提出すること。

ア 受付期間：令和2年5月25日（月）～令和2年6月4日（木）

土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分～午後5時

イ 提出場所：上記5に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電話又は口頭によるものは受け付けない。ただし、F A Xの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。

(イ) 書面に併せて電子データ（エクセル形式）により質問事項（質問番号・質問箇所・質問事項を列にとり、改行は不要、様式は問わない。）を提出すること。なお、書面又は電子データのみの提出は認められない。（電子データ提出先：youdo@otsu.jrc.or.jp）

エ 提出時の留意事項

質問回答送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った角2号封筒）を併せて提出すること。なお、質問回答送付用封筒の提出がない場合は、メールによる電子データ（PDF形式）のみの回答とする。

(2) 質問に対しては、下記により回答する。

ア 回答期日：令和2年6月5日（金）

イ 回答方法：メールにより電子データ（PDF形式）を送付後、書面を郵送する。

7. 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 日 時：令和2年6月8日（月）午前10時30分から

(2) 場 所：〒520-8511 滋賀県大津市長等1-1-35

大津赤十字病院 8階 E 会議室

(3) その他：入札場所への入場は1業者につき2名以内とする。

8. 入札方法等

(1) 入札参加者は入札書をもって入札することとし、入札書は持参すること。郵送又はF A Xによる入札は認めない。

(2) 代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状を入札時に提出すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。

(5) 入札執行回数は、3回を限度とする。

9. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

10. 入札の無効

本件入札の公告の日から、落札者の決定の時までの間に、照会窓口以外の日本赤十字社役員・職員に対し、本件に関する接触を求めた者の入札、入札公告及び本入札説明書に示した一般競争入札に参加することができない者の入札又は競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約者により競争入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

11. 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期・中止・取消しをすることがある。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

12. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

13. 手続における交渉の有無

無。

14. 契約書作成の要否等

所定様式の契約書を作成するものとする。(別添契約書案参照)

15. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

16. その他

- (1) 入札参加者は、入札公告、本入札説明書及び入札心得を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (3) 申請書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行なうことがある。
- (4) 本入札説明書、入札心得、契約書案等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

入札番号：20003

件名：歯科診察用エット 1式

仕 様 書

大津赤十字病院

歯科診察用ユニット 仕様書

機器名: 歯科診察用ユニット
メーカー名: モリタ製作所
規格: イムシアタイプⅢ(UP)-PDW(足折れ)
数量: 1式

I. 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

本院の歯科口腔外科においては、外来診療を円滑、効率的かつ安全に行うために歯科用ユニットは必須の診療設備である。しかしながら、現在、歯科口腔外科外来に設置されている歯科用ユニット6式のうち4式については、耐用年数7年を超過している状況にある。

そこで今回、診療に使用する1式の歯科用ユニットを入替、診療能力や診療精度を向上させて、安全かつ効率的な診療を提供することで患者サービスの向上に貢献するものである。

2. 調達物品名および構成内訳

歯科用ユニット 1式

(構成内訳)

1. チェアユニット	1台
2. エアータービン	2回路
3. マイクロモーター	1回路
4. スリーウェイシリンジ	2回路
5. バキュームシリンジ	1回路
6. オペレーティングライト	1台

以上、搬入、据付、調整を含む。

3. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能・機能及び技術等(以下「性能等」という)の要求要件(以下「技術的要件」という)は、Ⅱ. 調達物品に備えるべき要件に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。

4. その他

(1) 入札に関する留意事項

- ① 入札機器のうち医療機器に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- ② 医療機器以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品を応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に関しては、提案設備が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。
- ② 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- ③ 提出資料等に関する照会先を明記すること。

(3) 導入に関する留意事項

- ① 導入スケジュールについては、病院と協議しその指示に従うこと。
- ② 搬入、据付、調整に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき要件

歯科用ユニット 1台

1. チェアユニット 1台

- 1-1 チェアユニット1式は、チェア1式、トレーテーブル1台、フットコントローラー1台、給水システム1式、含水装置1台から構成されていること。
- 1-2 チェアは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 幅 600mm 以上 700mm 以下、全長 1,700mm 以上 1,800mm 以下であること。
 - 1-2-2 座面シートの高さは、床面より 450~700mm を含む範囲で昇降できる機能を有すること。
 - 1-2-3 足折れ式であること。
 - 1-2-4 バックシートの傾斜角度は、 -5° から 80° を含む範囲で角度の調整ができ、任意の位置で固定ができる機能を有すること。
 - 1-2-5 バックシートショルダー部は、スリーウェイシリンジ1回路、バキュームシリンジが格納できる構造であること。
 - 1-2-6 ヘッドレストは、患者の身長に合わせるために 5cm 以上伸長でき、任意の位置で固定ができる機能を有すること。
 - 1-2-7 座面シートの高さ及びバックシートの角度の任意の位置設定を、4パターン以上登録できる機能を有すること。
 - 1-2-8 マイクロスコープを用いた治療を行うために、座面シートの昇降スピードを遅くできる機能を有すること。(マイクロスコープは本調達には含まない。)
 - 1-2-9 安全確保のため、座面シート及びバックシート可動部の緊急停止スイッチを有すること。
 - 1-2-10 アームレストをアシスタント側に有すること。
- 1-3 トレーテーブルは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 トレーにオートポジションボタンを有すること。
- 1-4 フットコントローラーは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-4-1 2ペダル式であること。
 - 1-4-2 以下の操作が可能であること。
 - (ア) 1-2 チェアの座面シート高さの昇降
 - (イ) 1-2 チェアのバックシートの傾斜角度の調整
 - (ウ) 2-2 ハンドピースの操作、注水の切り替え、回転速度の調整
 - (エ) 3-2 マイクロモーターのストレートハンドピース及びコントラハンドピースの操作、注水の切り替え、回転速度の調整及びレンジ切り替え、正逆の切り替え、LEDライトのON/OFF切り替え
 - 1-4-3 フットコントローラーによる1-4-2 (イ) チェアのバックシートの傾斜の操作は、フットコントローラーの操作方向とチェアの作動方向が一致すること。
- 1-5 給水システムは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-5-1 水回路内及びエアの一般細菌や大腸菌を除去する機能を有すること。
- 1-6 含水装置は、以下の要件を満たすこと。
 - 1-6-1 光センサーにより自動給水する機能を有すること。
 - 1-6-2 給水を自動停止する機能を有すること。
 - 1-6-3 温水・常温水ともに給水ができる機能を有すること。
 - 1-6-4 自動的にスピットンの洗浄を開始する機能を有すること。
 - 1-6-5 給水量調整つまみ及び温水・常温水の切り替えスイッチを有すること。
 - 1-6-6 スピットンは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-6-6-1 1-2 チェアのアシスタント側に設置されていること。
 - 1-6-6-2 患者側に 45° 以上可動し、取り外しが可能であること。

2. エアータービン

- 2-1 エアタービンは、1台あたり、ハンドピース1本とホース1本から構成され、2回路装備されていること。
- 2-2 ハンドピースは、以下の要件を満たすこと。
 - 2-2-1 内部注水機能を有すること。
 - 2-2-2 セラミックボールベアリング方式であること。
 - 2-2-3 最大回転数は 350,000rpm 以上 450,000rpm 以下であり、プッシュチャック方式であること。
 - 2-2-4 安全機能として、回転中であっても2秒以内に緊急停止する機能を有すること。
 - 2-2-5 照度 45,000ルクス以上のLEDライトを有すること。
 - 2-2-6 2-2-5 LEDライトは、消灯の際に徐々に光が消える機能、及び2段階で調光ができる機能を有すること。
 - 2-2-7 回転停止時に汚物等の吸入を防ぐ機能（ゼロサックバック）を有すること。
 - 2-2-8 オートクレーブ滅菌が可能であること。
- 2-3 ホースは、以下の要件を満たすこと。
 - 2-3-1 2-2 ハンドピースをワンタッチで着脱ができること。
 - 2-3-2 既存(株)モリタ製 ツインパワータービンをワンタッチで装着できること。

3. マイクロモーター

- 3-1 マイクロモーター、1台あたり、ストレートハンドピース1本、コントラハンドピース1本、モーター1本から構成されていること。
- 3-2 ストレートハンドピース、コントラハンドピースとも、以下の要件を満たすこと。
 - 3-2-1 内部注水機能を有すること。
 - 3-2-2 オートクレーブ滅菌が可能であること。
- 3-3 コントラハンドピースはプッシュチャック方式であること。
- 3-4 モーターは、以下の要件を満たすこと。
 - 3-4-1 3-2 ストレートハンドピースとコントラハンドピースをワンタッチで着脱できること。
 - 3-4-2 全長は60mm以上100mm以下で、回転数は100rpm以上40,000rpm以下の範囲を含むこと。
 - 3-4-3 可変速と一定速の切り替えができ、一定速は4段階以上の速度設定が可能であること。
 - 3-4-4 照度 45,000ルクス以上のLEDライトを有すること。
 - 3-4-5 ブラシレスであること。
 - 3-4-6 オートクレーブ滅菌可能なモーターカバーを有すること。
 - 3-4-7 既存ストレートハンドピース及びコントラハンドピースをワンタッチで着脱できること。

4. スリーウェイシリンジ

- 4-1 スリーウェイシリンジは、1台あたり、術者用1本とアシスタント用1本から構成され、2回路装備されていること。
- 4-2 術者用、アシスタント用とも、以下の要件を満たすこと。
 - 4-2-1 シリンジボディとノズルを、押し込む、引っ張るだけで着脱できること。
 - 4-2-2 エア・水・スプレーのスリーウェイ方式であること。
 - 4-2-3 ノズルは、オートクレーブ滅菌が可能であること。
 - 4-2-4 オートクレーブ滅菌が可能であるカバーを有すること。

5. バキュームシリンジ

- 5-1 1-2-5 バックシートショルダー部からピックアップするとスイッチが入り、格納すると3秒以上経過した後スイッチが切れる機能を有すること。
 - 5-2 ボディ及びチップは、オートクレーブ滅菌が可能であること。
 - 5-3 既存(株)モリタ製作所製 φ10mm バキュームチップA-1新型を接続し、使用できること。

6. オペレーティングライト

- 6-1 LEDライトであること。
- 6-2 タッチすることなく、ON/OFF操作ができること。

- 6-4 患者の口腔内を患者自身が確認することができるミラーを有すること。
- 6-5 取り外しができ、オートクレーブ滅菌が可能である取手を有すること。

<性能・機能以外に関する要件>

1. 保守体制等

- 1-1 本装置の修理、部品の供給、その他のアフターサービスに対して速やかに対応すること。
- 2-2 検収後1年間は保証期間とし、正常な使用状態において発生した障害については、無償にて修理または交換を行うこと。

2. 教育体制等

- 2-1 引渡後、納入場所にて本院関係者に対して操作説明を実施すること。
- 2-2 操作マニュアルは、各装置日本語版を1部提供すること。